

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度春入学

一般入学試験（B日程・12月2日分）

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

【第1問】

憲法の重要判例の正確な理解を基にして、類似事例について、共通点と相違点に留意しつつ、考察できるかどうかを問う問題である。設問1で、参照すべき最高裁判例を挙げ、判例の基礎知識を示すこと、設問2で類似事案について検討することを求めている。

本問は、吉祥寺駅ビラ配布事件（最判昭和59年12月18日）を素材とした。この事件の最高裁判決で伊藤補足意見は、パブリック・フォーラム論を展開しつつ、被告人らの行為は駅舎の一部で行われていて、パブリック・フォーラムたる性質は必ずしも強くないと述べていた。実際の事件でビラ配布等が行われたのは駅舎の一部であったが、本問では駅前広場となっているので、この違いをどう考えるかが重要なポイントとなる。

Yの無罪を主張するならば、駅前広場がパブリック・フォーラムであることを指摘しつつ、表現の自由に可能な限り配慮すべきだという議論を展開することになるだろう。その上で、Yを無罪とするような鉄道営業法35条の解釈適用を行うことになる。論理的には法令違憲の主張も考えられるが、判例の事案を前提とするならば、解釈適用の仕方について争う方が現実的であろう。

【第2問】

統治分野の基礎知識を問う問題である。

（以下、第1問について）

2. 採点実感

設問1で自衛隊官舎ビラ配布事件を挙げているものが散見された。吉祥寺駅ビラ配布事件判決を思い出せなかったのだとすれば、重要判例を覚えていないということになるし、覚えていて自衛隊官舎の方を選択したのであれば、類似事案のとらえ方を誤っている。

3. 学習方法

法曹を目指す人は判例学習をおろそかにすべきではない。判例は、判決等の論理だけでなく、事実の概要を踏まえて分析、理解、暗記する必要がある。